

入札公告

独立行政法人 地域医療機能推進機構 湯布院病院で使用する電力需給について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月4日

独) 地域医療機能推進機構
湯 布 院 病 院
院 長 根 橋 良 雄

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

湯布院病院で使用する電力

予定契約電力 710 kW

予定使用電力量 2,584,000 kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限(期間)

平成31年1月1日0時～平成31年12月31日24時まで

(4) 履行場所

〒879-5193 大分県由布市湯布院町川南252
独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院

(5) 入札方法

① 入札者が提出する入札書は、入札者が提出する入札書は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当院が別途掲示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とすること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、発電費用等に係る燃料価格の変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品販売」でC等級以上に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。または、当院契約審査委員会において参加を認めたものであること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に

- において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者（小売供給を行う事業）としての許可を得ている者であること。
 - (6) 環境配慮契約法に基づく、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需給家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
 - (7) 平成29年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項の勧告を受けていないこと。

3 契約条件を示す場所

〒879-5193 大分県由布市湯布院町川南252
独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院 経理課
電話 0977-84-3171

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明書の交付期間
平成30年10月5日（金）から平成30年10月19日（金）17時まで
ただし、土日祝祭日を除く平日交付とする。
- (2) 資格審査申請書の受領期限
平成30年10月22日（月）12時まで
- (3) 資格審査結果通知
平成30年10月23日（火）
- (4) 入札説明書の交付場所、資格審査申請書の受領場所、資格審査結果通知及び問い合わせ先は、上記3に同じ。
- (5) 入札、開札日時及び場所
平成30年10月29日（月）10時00分
独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院 2階 第2会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2(3)の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを添付して資格審査申請書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。